

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>5. 高齢者福祉施設に係る指定管理者制度について</p> <p>①モニタリングについて</p> <p>ア. 現場往査について</p> <p>A. 指定管理者による物品管理について (指摘)</p> <p>台原老人福祉センター、泉中央老人福祉センター及び仙台市シルバーセンターにおいて、仙台市からの貸与備品台帳に基づきサンプルベースでその管理状況を確認したところ、台帳に記載のあるものの、現物の無いものがあった。</p> <p>老朽化等による廃棄処分を行ったときに仙台市に対して廃棄申請を行っていないためとしているが、今後は、貸与備品の廃棄時には協定書に基づき適切に廃棄の報告を行うとともに、毎年市の確認に対しては十分な調査を行ったうえで回答を行う必要がある。</p> <p>また、寄附受けした資産の適切な処理がされていなかった。寄附の申し出があった場合、寄附を明らかにする書類を作成し、仙台市会計事務の手引に従い適切に処理する必要がある。</p>	<p>平成25年2月15日に開催された高齢企画課と各老人福祉センター館長等が出席する老人福祉センター館長会議において、貸与備品の廃棄時には協定書に基づき適切に廃棄の報告を行うとともに、備品貸借契約締結にあたり貸与備品台帳と現存する備品との突合を行うことについて周知徹底を図った。これに基づき、平成25年度の備品貸借契約では貸与備品台帳と現存する備品とを突合し、貸与備品台帳の内容と貸与物品とを一致させた。</p> <p>また、寄附の申し出があった場合は、市への寄附採納に必要な書類の提出を申出者に依頼し、適切な手続きを行うよう、上述の館長会議において周知した。</p>

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>5. 高齢者福祉施設に係る指定管理者制度について</p> <p>①モニタリングについて</p> <p>ア. 現場往査について</p> <p>B. 超過勤務の管理について（指摘）</p> <p>3 事業所それぞれにおいて出勤管理簿、時間外労働管理簿の備え付けの状況を確認したところ、泉中央老人福祉センターでは時間外労働管理簿が備え付けられていなかった。</p> <p>時間外労働管理簿を備え付け、時間外労働時間を正確に把握するとともに、正確な時間外賃金の計算を行う必要がある。</p>	<p>平成24年9月に高齢企画課が指定管理者に対して時間外労働管理簿を備え付けるよう指導を行い、直ちに備え付けられたことを確認した。</p>	